

東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業FAQ

更新日 2016年2月1日

■ 手続きについて

番号	掲載日	質問	回答	備考
1	2015/11/13	助成金の交付申請から交付決定まで、どれくらいの期間がかかりますか。	書類に不備がなく移行前のエネルギー使用量も実測されている場合は、1か月から1.5か月程度となります。また、省エネルギー診断を受診し、移行前のエネルギー使用量を測定する場合は、3か月程度です。ただし、申請件数等の受付状況により、審査期間が変動する場合がございます。	
2	2015/11/13	募集要項等に記載のある「年度」とはいつからいつまでのことですか。	本事業における「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までです。今年度であれば、平成27年4月1日から平成28年3月31日となります。	
3	2015/11/13	助成金の交付申請前に移行作業の完了しているものや、既に移行作業契約を締結しているものについて、助成金の交付申請はできますか。	できません。契約は交付決定後30日以内に行ってください。	募集要項P25
4	2015/11/13	クラウド化の移行作業期間に制限はありますか。	移行作業期間について「開始から完了まで何カ月以内」といった規定は設けていません。ただし、本事業における作業完了届(完了後30日以内に提出)の受付期限は平成30年12月28日となっています。移行作業が長期化する場合、完了届を期限内に提出できるよう作業工程を組む必要があります。	募集要項P27
5	2015/11/13	1つの事業所で稼働する情報システム等を分割してクラウド化する場合、複数回の申請はできますか。	できません。申請は1事業者1回限りです。分割してクラウド化を実施する場合、全作業工程について助成対象とするには、交付申請の時点で、作業完了までの内容について申請書類を作成し提出する必要があります。また、移行作業に係る全ての契約についても交付決定後30日以内に締結しなければなりません。	募集要項P9
6	2015/11/13	助成金の交付申請時に取得する見積書は3社以上となっていますが、1社で申請することもできますか。	1社見積りの場合は、その特定のクラウドサービス事業者を選定する合理的な理由が必要となります。3社見積りの代わりにその事業者でなければ作業を行えない詳細な理由を記載した理由書を添付してください。 (「〇〇社でなければ作業を行うのが難しいため」や「△△社は我が社のシステムに精通しているため」のように理由が明確になっていないものや、「クラウドサービス事業者の知り合いがないため3社見積りを取るのが難しい」といったものは認めません。)	募集要項P20
7	2015/11/13	取得した3社見積りの中から、金額が一番低いクラウドサービス事業者以外と契約することはできますか。	できません。助成金は東京都からの出せん金(税金)を原資としているため、申請者は競争入札を行い最も価格の低い事業者と契約する必要があります。	
8	2016/2/1	クラウドサービス事業者が、経済産業省で実施していた平成26年度中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業(一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII))に登録していたクラウドサービスを提供する場合、手続き等で緩和されるものはありますか。	助成金の交付申請の際に、クラウドサービス事業者の要件等を示す根拠書類の一部が不要となります。具体的には、SIIIに登録していたクラウドサービスを提供する場合、商業登記簿謄本や第三者認証取得の提出、助成対象となるデータセンターで稼働していることの証明書等が簡略化されます。提出する書類は、原則として「データセンターの稼働証明に関する覚書」及び「SII登録証の写し」となります。但し、SIIIに登録していたクラウドサービスを提供する事業者が、登録していない新規のクラウドサービス等を提供する場合は、根拠書類の提出が必要となります。	
9	2016/2/1	3社以上に見積りを依頼したのですが、一部の事業者から辞退したい旨の相談がありました。辞退により見積りを3社以上取得できなかった場合、再度見積りを依頼し、3社以上揃えなければなりませんか？	辞退する理由や当該事業者数等の具体的な状況をご確認の上、ご相談ください。	

■ 助成対象事業、交付要件等について

番号	掲載日	質問	回答	備考
1	2015/11/13	一般のデータセンターを使用している情報システム等を、環境に優しいデータセンター又は環境配慮型データセンターへ移行する場合、助成対象となりますか。	既にデータセンターを利用している情報システム等については、その利用形態がハウジングであってもクラウドであっても助成対象とはなりません。	募集要項P8、P10

2	2016/2/1	ハウジングのみ又はホスティングのみの場合は助成対象となりますか。	クラウドサービスと併用し、環境に優しいデータセンター又は環境配慮型データセンターでハウジング又はホスティングサービスを提供する場合、助成対象となります(単体では助成対象とはなりません)。	募集要項P10
3	2015/11/13	本社は都外にある中小企業ですが、東京都内の営業所で稼働する情報システム等をクラウド化する場合に助成対象となりますか。	利用するデータセンターが環境に優しいデータセンター又は環境配慮型データセンターであれば、助成対象となります。なお、都内に本社があつても、都外にある事業所のサーバーをクラウド化する場合に対象外です。	募集要項P8
4	2015/11/13	都内事業所で稼働する情報システム等を、都外のデータセンターで稼働するクラウドサービスへ移行しようと考えていますが、助成対象となりますか。	利用するクラウドサービスが環境に優しいデータセンター又は環境配慮型データセンターで稼働するものであれば、対象となります。ただし、利用するデータセンターは国内に限ります。	募集要項P10
5	2015/11/13	クラウド化した後に事業所に残る情報システム等は移行後に除却することになっていますが、証明書等は必要ですか。	必要です。作業完了届を提出する際に、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)など当該事業所から情報システム等が除却されたことを証明する書類を添付してください。	募集要項P27

■ 助成対象経費について

番号	掲載日	質問	回答	備考
1	2015/11/13	見積書はどの程度細かく記載すればよいのですか。例えば、物品・サービス費に係る費用を一式として提供している場合、助成対象経費とみなされますか。	各経費区分、項目ごとに分け、作業内容や品目を明確に記載してください。設計一式〇〇万円といった記載は助成対象経費とみなしません。また、算出根拠が明確でない場合、助成対象経費とみなされません。	募集要項P20,21
2	2015/11/13	都内事業所のサーバーをクラウド化することで、都外事業所のネットワークも改修する必要があります。この場合、都外事業所のネットワークの改修費用は助成対象経費になりますか。	助成対象経費とはなりません。助成対象経費は都内事業所における情報システム等をクラウド化するものに限りです。そのため、見積書等においても、都内及び都外事業所に係る経費を明確に分けて記載する必要があります。	募集要項P8
3	2015/12/8	クラウド化に当たりハウジングサービスを併用する場合、ハウジングに関する経費は助成事業経費内訳書のどの部分に記載すれば良いでしょうか。	サーバーの移設に関する費用(輸送、設置等)は移行作業費の本番環境構築シートに記載してください。また、移行後のデータセンターの利用に係る経費は、各シートの「クラウドサービス」を「データセンターサービス」と読み替えて、クラウドサービス初期費用シート等の該当するシートに記載してください。	募集要項P10、12、13

■ 省エネルギー診断、地球温暖化対策報告書等について

番号	番号	質問	回答	備考
1	2015/11/13	省エネルギー診断時の移行前エネルギー使用量の実測はどのように行うのでしょうか。機器の停止は伴いますか。	診断当日、技術専門員が測定器を持参し、測定箇所を選定します。申請者は盤図や竣工図(電気関係)の準備、立会と測定器の設置をお願いします。一週間後を目途に測定値の確認、機器撤去のために再訪問します。基本的には、機器の停止を伴わない方法で測定します。	募集要項P24
2	2015/11/13	移行前エネルギー使用量の測定者の条件の1つである、「省エネルギー診断の実務経験」とはどのようなものでしょうか。	事業所のエネルギーの使用状況を調査し、省エネ対策や省エネ設備改修等の提案を行った経験をいいます。経歴の証明には事業主が押印した実務証明書類や診断報告書等が必要となります。	募集要項P23
3	2015/11/13	地球温暖化対策報告書制度とはどのようなものでしょうか。また、報告書はどのように作成すれば良いでしょうか。	前年度のエネルギー使用量や事業所内で行っている省エネ対策について東京都に報告する制度となります。作成ツールを使用すれば、比較的簡単に作成できます。ご不明な点は、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。 クール・ネット東京 報告書制度担当 TEL 03-5990-5091	
4	2015/12/8	今年度助成金の申請を行い、移行作業に取り掛かりたいのですが、地球温暖化対策報告書の提出が遅れてしまいそうです。この場合でも、申請可能でしょうか。	具体的な状況、提出時期等をご確認の上、下記ヘルプデスクにご相談ください。 クール・ネット東京 報告書制度担当 TEL 03-5990-5091	
5	2015/12/8	平成27年度に地球温暖化対策報告書を提出すれば、平成28年度に助成金の申請は可能ですか？	地球温暖化対策報告書は助成金の申請する年度に提出が必要です。そのため、平成28年度に助成金の申請を行う場合は、平成28年4月1日以降に地球温暖化対策報告書を提出してください。	